

○逗子市生涯学習推進本部に関する要綱

平成21年4月1日

施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市生涯学習推進本部(以下「推進本部」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生涯学習推進計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習施策の総合企画及び調整に関すること。
- (3) その他生涯学習施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、経営企画部長、総務部長、市民協働部長、市民協働部担当部長、福祉部長、福祉部担当部長、環境都市部長、消防長及び教育部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、必要に応じて推進本部の会議を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(連絡調整会)

第5条 推進本部に第2条に規定する所掌事務の連絡調整を行うため、連絡調整会を設置する。

- 2 連絡調整会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 3 会長は市民協働課長、副会長は社会教育課長をもって充てる。
- 4 委員は、秘書広報課長、企画課長、総務課長、生活安全課長、社会福祉課長、環境管理課長、消防総務課長及び教育総務課長をもって充てる。
- 5 第4条第1項の規定は会長について、同条第2項の規定は副会長について準用する。

(協力の要請)

第6条 本部長又は会長は、特に必要があると認めるときは、本部員又は委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、市民協働課において処理する。

付属資料

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

○逗子市生涯学習推進協議会の設置及び運営に関する要綱

平成21年4月1日

施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市生涯学習推進協議会(以下「協議会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じて調査及び検討を行い、その内容を市長に報告するものとする。

- (1) 生涯学習推進計画に対する実施結果の評価並びに当該計画の策定又は改定に関すること。
- (2) その他生涯学習推進計画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員13名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 逗子市社会教育委員会議の推薦を受けた者
 - (4) 逗子市文化協会の推薦を受けた者
 - (5) 逗子市ボランティア連絡協議会の推薦を受けた者
 - (6) 逗子市老人クラブ連合会の推薦を受けた者
 - (7) 財団法人逗子市体育協会(平成3年10月28日に財団法人逗子市体育協会という名称で設立された法人をいう。)の推薦を受けた者
 - (8) 逗子市青少年指導員連絡協議会の推薦を受けた者
 - (9) 特定非営利法人ずし楽習塾推進の会の推薦を受けた者
 - (10) 逗子市育児サークル連絡協議会の推薦を受けた者
 - (11) 逗子市立小学校長会又は逗子市立中学校長会の推薦を受けた者
 - (12) 逗子市社会福祉協議会の推薦を受けた者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

付属資料

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(協力の要請)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に廃止前の逗子市生涯学習推進協議会の設置及び運営に関する要綱(平成18年5月15日施行)の規定により会長、副会長及び委員である者は、この要綱の規定による会長、副会長及び委員であるとみなし、その任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、廃止前の逗子市生涯学習推進協議会の設置及び運営に関する要綱の規定による任期の残任期間とする。

※ 逗子市生涯学習推進協議会は、平成23年中に、懇話会形式の会議体への移行を予定しています。

逗子市生涯学習推進協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	選出母体等	備考
委員	金山 彰風	公募による市民	副会長
委員	大石 忠	公募による市民	
委員	高橋 美恵子	学識経験者 関東学院大学教授	会長
委員	五十嵐志津江	逗子市社会教育委員会議	
委員	田中 肇	逗子市文化協会	
委員	石澤 綾子	逗子市ボランティア連絡協議会	
委員	小林 仁	逗子市老人クラブ連合会	
委員	松永 繁之	財団法人逗子市体育協会	
委員	岸名 佑未子	逗子市青少年指導員連絡協議会	
委員	関 正義	特定非営利法人ずし楽習塾推進の会	22年度第2回から
委員	宮下 重美	逗子市育児サークル連絡協議会	
委員	両角 篤	逗子市立小・中学校長会	
委員	服部 誠	逗子市社会福祉協議会	
委員	高 畠 蔵 一	特定非営利法人ずし楽習塾推進の会	22年度第1回まで

(平成22年8月現在)

※ 逗子市生涯学習推進協議会は、平成23年中に、懇話会形式の会議体への移行を予定しています。

逗子市生涯学習推進協議会委員 開催経過

	開催日	議 題
第1回	平成 22 年 5 月 18 日	生涯学習推進プランの後期基本計画改定について
第2回	平成 22 年 8 月 24 日	ずし生涯学習推進プラン 後期基本計画の改定について ～～ 各委員及び各課から提出された改定案の採否を協議 ～～
第3回	平成 22 年 10 月 12 日	ずし生涯学習推進プラン 後期基本計画の改定について ～～ 各委員及び各課から提出された改定案の採否を協議 ～～
第4回	平成 22 年 11 月 30 日	ずし生涯学習推進プラン 後期基本計画（原案）の採択